

令和2全子連共済第009号
令和2年8月4日

各都道府県・指定都市子連
事務局長様
共済担当者様

公益社団法人全国子ども会連合会
事務局長 杉浦 隆
(印省略)

新型コロナウイルス感染による共済金請求等について

日頃は、全子連事業にご支援ご協力を賜り有難うございます。

新型コロナウイルスの感染拡大が全国的に厳しい状況になっていますが、その中で少しずつ子ども会活動を実施されているところがあります。

活動自体が難しい状況の中で、万が一新型コロナウイルスの感染があった場合、共済金や賠償責任保険の支払いについてどうなるのかと質問をいただいております。

簡単に結論が出る質問ではありませんが、現状での考え方を下記いたしますので参考にしてください。

記

1. 共済金について

①子ども会活動との因果関係 ②感染の経路 ③指定感染症の取扱い(健康保険の取扱い)等個別の状況で判断が変わります。一概に支払い対象になるかどうかは判断できません。

誰が最初の感染者で、どのような状況で感染が広がったのか。感染防止は徹底されていたのか。

医者判断はどうか。医療費の支払いは、健康保険を使ったのかあるいは国が負担したのか。

等々、諸情報をもとに規程に沿って判断していくこととなりますので、事案が発生しましたら個別に全子連事務局にご相談ください。

2. 損害賠償保険金の支払いについて

現在の賠償責任保険については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)と契約を締結しております。

当方からあいおいニッセイ同和損害保険(株)に照会したところ、次の通りの見解及び補足が示されております。

【見解】

子ども会側に法律上の賠償責任が生じるかどうかということになりますが、通常は子ども会側に責任が生じるとは考え難く、新型コロナウイルスの感染に対するお支払いは、難しいと判断しております。

【補足】

「三密」を避け、アルコール消毒等の対策を実施した上でクラスターが発生した場合ですと、賠償責任は発生しない可能性は高いと思われれます。

政府の感染対策として「三密」を避けるよう要請があるにも関わらず、密接・密閉・密集の条件を満たした活動をした場合や、活動そのものを自粛するよう市から要請があったに

も関わらず、要請を無視して活動を行った結果クラスターを発生させてしまった場合ですと、子ども会としての責任が生じる可能性があります。それらの場合は保険のお支払い対象外である故意に該当してしまう可能性がございます。

法律上の責任が生じるかどうかは予見可能かどうかの一つのポイントとなりますが、コロナに関しては予見可能かどうかはなかなか難しいものと思われるうえに、仮に実際に事故があれば、子ども会だけではなく、発生源となった方にも責任が生じる可能性があるかと思えますし、コロナに感染した側にも責任が生じる可能性があると思えます。

(インフルエンザがイメージつきやすいかと思えますが、子ども会の活動によってインフルエンザに罹患されたと言われても、子ども会側としては予見がなかなか難しいと思えます)

実際に事故が起こった際は、前例がないので、事故状況確認の上の判断にはなるかと思えますが、現状では上記見解となります。

以上